

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年富城県規則第五十四号）の一項を次のよつて改正す。

附 則
「Jの規則は、公布の日から施行する。
附則第一項中「平成二十四年三月三十日」を「平成二十五年三月三十日」に改める。

分離課税	土地等の事業・維所得
短期譲渡所得	長期譲渡所得
株式等の事業・譲渡・維所得	先物取引の事業・維所得
土地等の事業・維所得	土地等の事業・維所得

分離課税	土地等の事業・維所得
短期譲渡所得	長期譲渡所得
株式等の事業・譲渡・維所得	先物取引の事業・維所得
土地等の事業・維所得	土地等の事業・維所得

を

分離課税	土地等の事業・維所得
短期譲渡所得	長期譲渡所得
株式等の事業・譲渡・維所得	先物取引の事業・維所得
上場株式等の配当所得	
先物取引の事業・譲渡・維所得	

上改める。

（復興整備計画に記載された復興整備事業に関する特例）

2 第七十一条に規定する事業のほか、当分の間、東日本大震災復興特別区域法（平成二十二年法律第百一十一号）第四十六条第六項の規定により公表された同条第一項に規定する復興整備計画（以下「復興整備計画」といへ）に記載された同条第二項第四号に規定する復興整備事業（以下「復

興整備事業」といへ）のうち、次に掲げるもの（同法第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業を除く。）であつて、あらかじめ、当該復興整備計画を作成した同法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等が知事に届出をしたものについては、条例第六十一条第一項に規定する事業

じゅう。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十一号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）

による軌道の建設及び改良の事業

一 土地区画整理事業（主として住居の災害復旧又は移転を目的とするものに限る。）

三 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第二百三十一号）第一條第二項に規定する集団移転促進事業として行われる住宅団地造成事業

四 複合事業であつて、第一号又は前号に掲げる事業を一体的に実行するもの

3 前項の届出は、次に掲げる書類を添付してするものとする。

一 当該届出に係る事業が復興整備計画に記載された復興整備事業であることを明らかにする書類
二 当該届出に係る事業の内容を明らかにする書類

県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年富城県規則第七十四号）の一部を次のよつて改正す。

宮城県知事 村井嘉浩

百七十五号)に定める」を加え、「(平成十九年総務省告示第六百八十八号)」を削る。

別表第二の一の項3中「、第十条第一項」を「若しくは第十条第一項」に、「若しくは第十八条第三項若しくは第四項の許可又は同項の規定による協議」を「の許可又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出の受理」に改め、同項5及び6中「同意」を「規定による協議」に改め、同表一の項6及び7中「同意」を「規定による協議」に改め、同項10中「農業振興地域の整備に関する法律」の下に「(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同表三の項1中「(昭和六十一年法律第九十一号)」を削り、同項2中「(大正十年法律第七十六号)」を削り、同項3及び4中「同意」を「規定による協議」に改め、同表四の項1及び10の項中「第七項」を「第八項」に改める。

別表第三の一の項3中「、第十条第一項」を「若しくは第十条第一項」に、「若しくは第十八条第二項若しくは第四項の規定による届出」に改め、同表四の項1及び10の項中「第七項」を「第八項」に改める。

一項若しくは第四項の許可の申請又は同項の規定による協議」を「の許可の申請又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出」に改め、同表四の項1及び10の項中「第七項」を「第八項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一の項3及び別表第三の一の項3の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第二百五号)附則第四十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)第二条第一項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第一種事業に係る条例第六条第一項に規定する免許等、条例第二十二条の規定による第一種事業評価書(条例第二十二条に規定する第一種事業評価書をいう。)の送付時期及び条例第三十四条の規定による第二種事業評価書(条例第三十三条に規定する第二種事業評価書をいう。)の送付時期については、改正後の環境影響評価条例施行規則別表第一の一の項3及び別表第三の一の項3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

○宮城県規則第十一号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

社会福祉法施行細則(昭和二十九年宮城県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、第九条を第七条とする。様式第八号及び様式第九号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十三日

○宮城県規則第十一号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法に基づく命令」を「歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第一百一十八号。以下「政令」という。)及び歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「省令」という。)」に改める。

(書類の経由)

第一条の見出しを「(届出書の様式)」に改め、同条中「法に基づく」を削り、同条第一号中「第二十一条第一項前段」を「法第二十一条第一項前段」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項後段」を「法第二十一条第一項後段」に改め、同条第二号中「第二十一条第一項」を「法第二十一条第一項」に改め、同条を第二条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第一条 法、政令及び省令の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類(歯科技工士養成所に係るものを除く。)は、それぞれ歯科技工所の所在地又は提出者の住所地を所管する保健所長を経由しなければならない。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

歯科技工所開設届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により届け出ます。

記

1 歙科技工所の名称	フ リ ガ ナ
2 開設の場所	〒
	電話 ()
3 管理者の住所及び 氏名	住所 氏名
4 業務に従事する歯 科技工士の氏名	(1)開設者の住所及び氏名 (2)歯科技工所の名称 (3)開設の場所 (4)管理者の住所及び氏名 (5)業務に従事する歯科技工士の氏名 (6)構造設備の概要及び平面図
5 構造設備の概要及 び平面図	別添のとおり
6 開設の年月日	年 月 日

添付書類

- 構造設備の概要及び平面図
- 管理者の履歴書
- 管理者及び業務に従事する歯科技工士の免許証の写し
- 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

歯科技工所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり開設事項の一部を変更したので、歯科技工士法第21条第1項後段の規定により届け出ます。

記

1 歙科技工所の名称	フ リ ガ ナ
2 開設の場所	〒
	電話 ()
3 変更した事項(該 当する番号を○で囲 むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名 (2)歯科技工所の名称 (3)開設の場所 (4)管理者の住所及び氏名 (5)業務に従事する歯科技工士の氏名 (6)構造設備の概要及び平面図
4 変更の内容	変更後 変更前
5 変更の年月日	年 月 日

添付書類

- 3の変更した事項が(4)に該当する場合は、管理者の履歴書及び免許証の写し
- 2 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、歯科技工士の免許証の写し
- 3 3の変更した事項が(6)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 4 開設者が法人であって3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第3号(第3条関係)

歯科技工所休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

記
名

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

下記のとおり歯科技工所を休止(廃止・再開)したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により届け出ます。

記

1 歯科技工所の名称	フリガナ		
2 開設の場所	〒		
3 届出の種別(該当する事項を○で囲むこと。)	休止	廃止	再開
4 休止(廃止・再開の場合は休止予定期間)	年 月 日(年 月 日から年 月 日まで)		
5 休止(廃止・再開の理由)			

○御城県規則第十一号

おこなはシカーハジカツラ、セツラ、セツラハスヒニカツラ、法律施行規則の一部を改定する規則

(昭和五十七年御城県規則第百十号)の一部を次のとおり改定する。

第一條 本規則は「業者」の住所地又は「所在地」のトド(次条第四号及び第五号に規定する通じての書類)おつては施術者の住所地、同条第六号に規定する業者に係る書類おつては業者を指すものとする。

第二条 本規則は、本規則の施行日(昭和五十七年四月一日)以後の業者に適用する。ただし、同条第五号「省令第一百三十九号(省令第一百三十九号)」を「法第九条の二前段(法第十一条の二第一項)」に改め、同条第五号「省令第一百三十九号後段(省令第一百三十九号)」を「法第九条の二後段(法第十一条の二第二項)」に改め、同条第五号「省令第一百三十九号(省令第一百三十九号)」を「法第九条の四(法第十一条の二第一項)」に改め。

第三条 本規則の施行日(昭和五十七年四月一日)を以て、同条第五号「母譜書類」を「通手書類」に改める。

施術所開設届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称					
2 開設の場所	〒				
3 業務の種類(該当すること。)	あん摩	マッサージ	指圧	はり	きゅう
	免 許 者 印	許 可 印	種 別 印	別 印	目 が 見 え る 者 印
4 業務に従事する施術者の氏名等(該当すること。)	あん摩マッサージ 指 圧 師	はり師	きゅう師	な い 者 印	
5 構造設備の概要及び平面図					
6 開設の年月日	年 月 日				

添付書類

- 1 構造設備の概要及び平面図
- 2 業務に従事する施術者の免許証の写し
- 3 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

施術所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり施術所開設届出事項の一部を変更したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項後段(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称					
2 開設の場所	〒				
3 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名 (2)施術所の名称 (3)開設の場所 (4)業務の種類(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの別) (5)業務に従事する施術者の氏名、免許種別 (6)構造設備の概要及び平面図				
4 変更の内容	変更後	(3)(5)に該当する場合にあって、新たに業務に従事する施術者が目が見えない者である場合には、その旨も併せて記載すること。)			
	変更前				
5 変更の年月日	年 月 日				
6 開設の年月日					

添付書類

- 1 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、施術者の免許証の写し
- 2 3の変更した事項が(6)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 3 開設者が法人であって変更した事項が3の(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第3号(第3条関係)

施術所休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

施術者の住所
施術者の氏名電話
()

印

下記のとおり施術所を休止(廃止・再開)したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第2項(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称	フリガナ			
2 開設の場所	〒			
3 届出の種別(該当すること。)	休止 廃止 再開			
4 休止(廃止・再開の場合は休止予定期間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)			
5 休止(廃止・再開の理由)				

様式第4号(第3条関係)

出張業務開始届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

施術者の住所
施術者の氏名電話
()

印

下記のとおり専ら出張のみによる業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3前段(同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 主な出張の範囲				
2 業務の種類(該当すること。)	あん摩 マッサージ 指圧 はり きゅう			
3 業務開始年月日	年 月 日			

添付書類 免許証の写し

出張業務の休止（廃止・再開）届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

施術者の住所
施術者の氏名
電話 () 印

下記のとおり専ら出張による業務を休止（廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3後段（同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

記

1 業務の種類（該当すること。）	あん摩 マッサージ 指圧 はり きゅう
2 届出の種別（該当すること。）	休止 廃止 再開
3 休止（廃止・再開の場合は休止予定期間）	年 月 日（ 年 月 日から 年 月 日まで）
4 休止（廃止・再開の理由）	

県内滞在業務届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

施術者の住所
施術者の氏名
電話 () 印

下記のとおり県内に滞在して業務を行いたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の4（同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

記

1 業務を行う場所	〒 電話 ()				
2 業務の種類等（該当する欄に○印を付けること。）	あん摩	マッサージ	指圧	はり	きゅう 目が見えない者
3 業務を行う期間	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで		

添付書類 免許証の写し

様式第2号(第3条関係)

施術所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり施術所開設届出事項の一部を変更したので、柔道整復師法第19条第1項後段の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称	フリガナ		
2 開設の場所	〒 電話 ()		
3 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名 (2)施術所の名称 (3)開設の場所 (4)業務に從事する柔道整復師の氏名 (5)構造設備の概要及び平面図		
4 変更の内容	変更後	変更前	
5 変更の年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 3の変更した事項が(4)に該当する場合は、柔道整復師の免許証の写し
- 2 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 3 開設者が法人であって3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第3号(第3条関係)

施術所休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所

開設者の氏名

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
印

下記のとおり施術所を休止(廃止・再開)したので、柔道整復師法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称	フリガナ		
2 開設の場所	〒 電話 ()		
3 届出の種別(該当すること。)	休止	廃止	再開
4 休止(廃止・再開の場合は休止予定期間)	年 月 日(年 月 日から 年 月 日まで)		
5 休止(廃止・再開)の理由			

附
則

- (施行期日)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十三日

宮城県知事
村井嘉浩

(経過措置)

- 1
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
2
改正前の柔道整復師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについて
は、当分の間、改正後の柔道整復師法施行細則の規定によるものとみなす。

○宮城県規則第十六号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十四年宮城県規則）

則をここに公布する。

平成十四年三月十三日

施行期日

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

卷之三

卷之三

宮城県知事
村井嘉告

○宮城景規則第十七

藏書三種錄序

職業訓練給付金支給規則（昭和五十年宮城県規則等）
職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

第五条第一項中「七百円」を「五百円」に改め、「応じて」の下に「四十日分を限度として」を加

附
則

（施行期日）

1
二の規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（附錄四）

(總、次第、四四)

卷之三

支給は「いて適用し 同年二月分以前の授講手当の支給は「いては なお従前の例による

告示

○富城県告示第二百四十四号
全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に熊本市を加えるものとし、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

第三条第一号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

○富城県告示第二百四十五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定めた富城県土地利用基本計画を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

その関係図書は、富城県庁（震災復興・企画部地域復興支援課）において縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

変更した地区及び変更の内容

変更した地域の名称	市町村名	変更した地区	変更の内容
仙台農業地域	仙台市		
		若林区荒井字遠藤西、同字丑ノ頭、長喜城字宮前及び同字山神の各一部	十八ヘクタールを縮小
		若林区蒲町字南の全部、南小泉字梅木、荒井字梅ノ木、同字札屋敷及び蒲町の各一部	五十五ヘクタールを縮小
登米森林地域	登米市	追町北方字東富永及び同字太田河の各一部	十八ヘクタールを縮小
栗原森林地域	栗原市	高清水京の沢の一部	四ヘクタールを縮小
大和森林地域	大和町	テクノヒルズの一部	三十一ヘクタールを縮小
大衡森林地域	大衡村	中央平の一部	五十八ヘクタールを縮小

白石森林地域	白石市	ときわ台の一部	八ヘクタールを縮小
亘理森林地域	亘理町	白川内親字大沢山の一部	二ヘクタールを縮小

○富城県告示第一百四十六号

昭和五十三年宮城県告示第一百五十一号（保健所使用料等条例第一条の規定による使用料等の額）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、表三の項中「七十」を「五〇」に、「一、〇四〇」を「一、〇〇〇」に改める改正規定は、平成二十四年三月二十三日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

表三の項中「五六〇」を「八〇〇」に、「七〇」を「五〇」「一、〇四〇」を「一、〇〇〇」に、「三五〇」を「四〇〇」に、「一一〇」を「一、三〇〇」に、「五、〇〇〇」を「五、一〇〇」に改める。

○富城県告示第二百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十二条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

事 業 所 番 号	所 在 地	事 業 所 の 名 称 及 び	指 定 障 害 福 利 祐 療 サ ー ビ ス の 種 類	設 置 者 名	指 定 年 月 日
○四一〇三〇〇〇一六	生活介護事業あすなろ	生活介護事業あすなろ	生活介護	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
○四一〇七〇〇一三一	塩竈市今富町十番二号	びつぴ名取三番一号	生活介護	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
○四一〇七〇〇一三二	工房しらかば三番十号	びつぴ名取三番十号	生活介護	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
○四一五一〇〇五二八	仙台市青葉区中山三丁目二十番十五号	特定法人ひより活動会	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
○四一五一〇〇五二九	大野田市青葉区中山三丁目二十番十五号	特定法人ひより活動会	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
○四一五四〇〇四六四	大野田市青葉区中山三丁目二十番十五号	特定法人ひより活動会	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
○四一五四〇〇四七一	字宮脇十番一號	社会福祉法人あしたば福祉法人	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
本町一丁目四十三番	仙台市太白区八木山二丁目	社会福祉法人あしたば福祉法人	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
こぶし	仙台市太白区八木山二丁目	社会福祉法人あしたば福祉法人	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
なぐく育成会	なぐく育成会	なぐく育成会	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日
社会福祉法人つづき	社会福祉法人つづき	社会福祉法人つづき	会員登録	社会福祉法人あしたば福祉法人	平成二十四年三月一日

○宮城県告示第一百四十九号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり行なふ。

五月同 十一日	五月同 八日	六月同 七日	六月同 五日	六月同 四日	五月同 三十一日	五月同 三十日	五月同 二十九日	五月同 二十八日	五月同 二十四日	五月同 二十三日	五月同 二十二日	五月同 二十一日	五月同 十五日	五月同 十四日	五月同 十四日	五月同 十一日
大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	大崎市	涌谷町	涌谷町	涌谷町	美里町
古川(全 域)	古川(全 域)	古川(全 域) 敷玉・ 倉東川古 大崎志(・ 田西高・古 滝永・宮沢・ 長岡・)	古川(全 域) 敷玉・ 倉東川古 大崎志(・ 田西高・古 滝永・宮沢・ 長岡・)	鳴子	鳴子	岩出山	岩出山	松山	鹿島台	田尻	三本木	涌谷	涌谷	篠岳	南郷	午前十時三十分から
午前後三時半まで 午前前十時三十分から	午前後三時半まで 午前前十時三十分から	午前後三時半まで 午前前十時三十分から	午前後三時半まで 午前前十時三十分から	午前後二時半で 午前後三時半まで	午前後四時まで 午前後三時半まで	午前後三時半まで 午前後三時半まで	午前前十時三十分から									
古川保 健福 祉フ ラザ (F P)	古川保 健福 祉フ ラザ (F P)	古川保 健福 祉フ ラザ (F P)	西古川地区公 民館	長岡地区公 民館	鳴子公民館	鳴子公民館	岩出山總合支所車庫	松山青少年交流館	岩出山總合支所車庫	鎌田記念ホール	田尻保健センター	三本木野球場	涌谷町くがね創庫さくら館	涌谷町くがね創庫さくら館	篠岳公民館	美里町南郷庁舎車庫棟

平成二十四年三月二十三日

第三号の表中

宮城県知事 村井嘉浩

あやこがね	ホウレイイ	あやこがね	ホウレイイ
スズユタカ	東刈系五五号	昭五八	平一一
平一一	八・三	八・四	八・三
一〇・一二	草簾状	一〇・一二	草簾状
難	難	難	難
中	中	中	中
白	灰白	八五	八五
八五	四・二	四・八	四・二
四・二	四八	五五	四八
黄	黄白	黄白	黄
黄	黄	黄	黄
球	扁球	球	球
上	上	上	上
県地山間高冷	県下円	県地山間高冷	県下円
中生、良質、多収、ダイズモザイク病抵抗性強	中生、良質、多収、ダイズモザイク病抵抗性強	中生、良質、多収、ダイズモザイク病抵抗性強	中生、良質、多収、ダイズモザイク病抵抗性強
ウイブルスキス・シス・トセン	チユウルスキス・シス・トセン	ウイブルスキス・シス・トセン	ウイブルスキス・シス・トセン
晩播適応性大	晩播適応性大	晩播適応性大	晩播適応性大

を
に改める。

○富城県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

○富城県告示第一百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨 農林水産大臣から通知があつた。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢金沢一の一、字本沢熊倉一九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(二) 字本沢金沢一の一・字本沢熊倉一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(三) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(四) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期割以上のもとのとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宮城郡七ヶ浜町吉田浜字寺山一〇の一
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百五十四号

建設業法(昭和二十四年法律第二百四号。以下「法」という。)第一十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 处分をした年月日

平成二十四年三月十五日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名 サンダイ工業有限会社 佐久間一志	主たる営業所の所在地 白石市越河五賀字荒屋敷二十三番地	(建設業許可番号) (宮城県知事許可) 第一万五千七百十一号
---------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十四年三月二十九日から同年三月三十一日までの三日間

四 処分の原因となつた事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第十六条の二の規定に違反して廃棄物を焼却したため、同法第二十五条第一項第十五号の罪による罰金刑が大河原簡易裁判所の略式命令により科せられたこと。

○宮城県告示第二百五十五号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程(平成九年宮城県告示第四百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第十六号中「公共的団体が設置する」を削り、同条第一十四条中「社団法人宮城県建設センター」を「公益社団法人宮城県建設センター」に、「財団法人宮城県建築住宅センター」を「一般財団法人宮城県建築住宅センター」に改める。

第三条第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものに限る。)条例に定める占用料の十分の一に相当する金額を減じた金額

七 前号に掲げる占用物件と一体不可分な物件(変圧器等の地上機器を含む。)条例に定める占用料の九分の八に相当する金額を減じた金額

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路占用料規程の規定は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百五十六号

平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

第六号中「農業・園芸総合研究所」を「農業大学校、農業・園芸総合研究所」に改める。

第八号中「第一工業高等学校」の下に「、美田園高等学校」を加える。

○宮城県告示第二百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百五十八号第一項の規定により、宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務を平成二十四年三月八日次のとおり委託した。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

東京都杉並区和泉一丁目三十五番十四号

株式会社オーネック「ボレーション

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年三月十三日

四 落札者の名称及び所在地 e-miyagi 共通基盤システムサポート企業連合 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十一号

五 落札金額 四千九百十四万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年一月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

宮城県知事 村井嘉浩

一 隨意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十四年度 長契阿下管三五〇〇一-B01

号 流域下水道指定管理者監督・評価業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町二丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年二月十三日

四 契約の相手方の氏名及び住所又は所在地 財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 四千三百五万円

六 契約の相手方を決定した手続 隨意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第十一条第一項第一号該当

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

宮城県教育委員会規則の一部を改正する規則

平成二十四年三月二十二日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

改正する。

宮城県仙台第一高等学校

宮城県仙台第一高等学校

宮城県仙台第二高等学校

宮城県仙城第一高等学校

宮城県仙台一華高等学校

宮城県仙台三桜高等学校

宮城県仙台南高等学校

宮城県泉高等学校

宮城県仙台向山高等学校

宮城県仙台南高等学校

第一十六の表中

仙台市

を

に改める。

附
目

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

○南城縣教委訓令甲第——

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定め

平成十四年三月十三日

宮城県教育委員会

教育長
小
林
伸

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表中 宮城県宮城野高等学校 宮高 を 宮城県美田園高等学校 美高 に改める。

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

選舉管理委員會

○宮選管告示第三十五号

		別表第三中	
		宮城県	
		宮城県	宮城県
宮城県 県仙南総合運動設 設	（～宮城県第二長 沼合）	車運動場（～宮城野球場）	宮城県（～宮城野球場）
仙台市	仙台市	及ひ公園	及ひ駐合
ミズノグループ振興財団・	宮城県スポーツ振興財団・	ミズノグループ振興財団・	財団法人宮城県スポーツ振興財団
同	同	同	同
に改める。			

に改める

<p>4 気仙沼警察署の管轄区域内に住所を有する者に対する次の事務の変更による条件の変更(眼鏡等法第91条の規定による)の申請の受理</p> <p>(2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(3) 及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>(4) 法第94条第1項の規定による小型特殊免許業証明書又は修了証明書を有する者に対する卒業卒業証明書に係る返納の申請による卒業証明書を有する者に対する該証明書に係る免許試験する者の申請の受理</p> <p>(5) 法第107条第1項の規定による免許証の更新による更新期間における免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による免許の更新(ただし、免許の更新の一部については、気仙沼及び南三陸の各警察署の管轄区域内に住所を有する者)</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消の申請の受理</p> <p>3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p> <p>4 法第107条第1項の規定による免許の更新(ただし、南三陸警察署の管轄区域内に住所を有する者に対する次の事務の変更による条件の変更(眼鏡等の条件の変更に限る。)の申請の受理</p> <p>(2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(3) 新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間における免許証の更新の申請の受理</p>			
<p>2 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項に定める申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センターにおいて申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。</p> <p>第30条第1項の表氣仙沼警察署の項を次のように改める。</p> <p>氣仙沼警察署</p> <table border="1" data-bbox="516 1179 738 2100"> <tr> <td>1 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書を有する者の当該卒業証明書による運転免許試験</td> </tr> <tr> <td>2 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験</td> </tr> <tr> <td>3 試験実施日(休日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。)である場合を除く。)</td> </tr> </table> <p>第30条第2項中「行う審査」を「行う運転免許に係る審査(以下この条において「審査」という。)」に改める。</p> <p>第31条第1項中「別に定める」を「警察本部長が定める」に改める。</p> <p>第33条を次のように改める。</p> <p>(臨時適性検査等の通知)</p> <p>第33条 法第102条第3項及び法第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の通知は、警察本部長が定める様式により行うものとする。</p> <p>2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定による適性検査の受検命令及び診断書の提出命令は、</p>	1 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書を有する者の当該卒業証明書による運転免許試験	2 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験	3 試験実施日(休日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。)である場合を除く。)	<p>所を有する者の管轄区域のうち丸森町に住所を有する者</p> <p>(6) 売り手の警察署の管轄区域のうち山元町に住所を有する者</p> <p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>2 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>3 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>5 角田警察署の管轄区域のうち丸森町に住所を有する者</p> <p>6 売り手の警察署の管轄区域のうち山元町に住所を有する者</p>
1 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書を有する者の当該卒業証明書による運転免許試験				
2 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験				
3 試験実施日(休日(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。)である場合を除く。)				

警察本部長が定める様式により行うものとする。
第33条の次に次の2条を加える。

(運転経歴証明書の申請等)

第33条の2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の申請等に関する事務は、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署において、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を行ふものとする。

免許センター又は警察署	経歴証明書事務の種類
1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター 4 気仙沼警察署 5 南三陸警察署	1 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 3 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理 4 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理
気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警察署	1 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 3 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理

2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、様式第30号の運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。

3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、様式第30号の2の運転経歴証明書記載事項変更届を提出して行うものとする。

4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、様式第30号の3の運転経歴証明書再交付申請書を提出して行うものとする。

5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、様式第30号の4の運転経歴証明書返納届を提出して行うものとする。

6 運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターにおいて申請を行う場合とする。

(免許証等の返納手続)

第33条の3 法第107条第1項の規定による免許証の返納及び第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納は、様式第31号の運転免許証返納届を提出して行わなければならない。

第34条第1項中「、第6号、第7号、第15号及び第17号」を「から第4号まで、第6号、第7号、

第10号及び第15号から第17号まで」に改め、「(以下「運転教育課長」という。)を、第2号から第4号まで及び第16号について法第108条の2第3項の規定により委託された者から運転教育課長」を削り、「第8号」の次に「、第9号及び第11号」を加え、同条第2項の表中

1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター	1 原付講習 2 運転免許証更新時講習
4 気仙沼警察署及び南三陸警察署	運転免許証更新時講習

」を

1 東北縦貫自動車道弘前線 2 東北横断自動車道酒田線 3 一般国道4号 4 一般国道4号 5 一般国道4号 6 一般国道4号	1 白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成方馬合手柄地内岩手県境まで 2 栗原市村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで 3 白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで 4 仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで 5 仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで 6 名取市植松字入生341番1先から仙台市太白区八木松一丁目27番17先まで 7 一般国道4号
--	---

に改める。

第34条の2を削る。
第35条を次のように改める。

第35条 削除

第41条第4項第3号中「第117条の4第8号」を「第117条の4第4号」に改め、同項第4号中「第211条第1項」を「第211条第2項」に改める。

別表第2(第11条関係)

番号	路線名	区間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成方馬合手柄地内岩手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで
6	一般国道4号	名取市植松字入生341番1先から仙台市太白区八木松一丁目27番17先まで
7	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市築館源光101番7先まで

図面 公印

8	一般国道6号	亘理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1先まで
9	一般国道6号複線 (38)	亘理郡山元町大平字新平88番地先から 亘理郡山元町大平字新平98番3先まで
10	一般国道6号(仙台 東部道路)	亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
11	常磐自動車道	亘理郡亘理町逢隈中泉字新田110番7先から 亘理郡亘理町大平字新平110番7先まで
12	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から 気仙沼市松川149番先まで
13	一般国道45号(三陸 縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
14	一般国道45号(三陸 縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 登米市東和町米谷字岩の沢57番地先まで
15	一般国道47号	大崎市吉川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
16	一般国道47号(仙台 北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 黒川郡富合町穀田字松葉55番12先まで
17	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市吉川字上古川屋敷77番1先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清大原地内先まで
19	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
20	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
21	一般国道286号	柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
22	主要地方道井土長町 線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
23	主要地方道塙釜吉岡 線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 宮城郡利府町中央三丁目13番2先まで
24	主要地方道塙釜吉岡 線	宮城郡利府町沢乙字噴沢4番5先から 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東95番3先まで
25	主要地方道仙台松島 線	宮城郡利府町神合沢字館ノ内2番2先から 宮城郡利府町神合沢字館ノ内2番2先まで
26	主要地方道仙台松島 線	宮城郡利府町根廻字桐田15番1先から 仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
27	主要地方道塙釜亘理 線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前三丁目186番地先まで

28	主要地方道塙釜亘理 線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
29	主要地方道塙釜亘理 線	名取市朝上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2先まで
30	主要地方道塙釜亘理 線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から 亘理郡亘理町字旧館61番21先まで
31	主要地方道塙釜港線	塙籠市港町二丁目125番地先から 塙籠市港町二丁目127番地先まで
32	主要地方道仙台空港 線	名取市下増田字小沼55番1先から 塙籠市港町一丁目125番7先から 名取市植松字新橋105番1先まで
33	主要地方道仙台塙釜 線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
34	主要地方道仙台塙釜 線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塙籠市港町一丁目125番地先まで
35	主要地方道仙台南イ ンター線	仙台市若林区今泉字一木西25番1先から 仙台市太白区茂庭字入来田中57番先まで
36	主要地方道仙台南イ ンター線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字八幡西147番先から 仙台市太白区芦町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
37	主要地方道塙釜七ヶ 浜多賀城線	塙籠市芦町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
38	主要地方道塙釜七ヶ 浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市八幡四丁目117番1先から 黑川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
39	主要地方道大衡落合 線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
40	主要地方道仙台三本 木線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塙内89番1先まで
41	主要地方道亘理大河 原川崎線	柴田郡村田町大字村田字北塙内89番1先まで
42	主要地方道岩沼蔵王 線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畠52番1先まで
43	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木下二丁目27番8先まで
44	一般県道亘理イン ターライン	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで
45	一般県道岩沼海浜線 地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市未広二丁目340番4先まで
46	一般県道利府岩切停 車場線	宮城郡利府町神谷沢4丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢66番1先まで
47	一般県道石巻港イン ターライン	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで

縣 公 印 金 曲

48	一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から元明神1番1先まで
49	市道土浦藤塚線（その1）	仙台市若林区土浦104番6先から河原町二丁目5番1先まで
50	市道原町広岡線（その2）	仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
51	市道長町2号線	仙台市太白区長町一丁目20番1先から仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
52	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
53	市道元寺小路福室線（その2）	仙台市宮城野区宮城野二丁目270番3先から仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
54	市道元寺小路福室線（その4）	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
55	市道鶴ヶ谷仙台港線（その3）	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
56	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
57	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
58	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から仙台市若林区六丁の目東町5番先（南東角）まで
59	市道相野金藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から岩沼市下野郷字藤曾根7番1先まで
60	市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から岩沼市吹上二丁目15番1先まで
61	市道一野倉工業団地1号線	岩沼市押分子字須加原129番1先から岩沼市押分子字須加原129番1先まで
62	市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分子字須加原129番1先から岩沼市押分子字須加原122番1先まで
63	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分子字新大同159番1先から岩沼市押分子字新大同422番1先まで
64	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根7番1先から岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
65	市道桜木榮線	多賀城市桜木三丁目226番2先から多賀城市桜木三丁目226番2先まで
66	市道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
67	町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2先から柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで

様式第28号を次のように改める。

68	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から仙台市宮城野区港三丁目2番先（南西角）まで
69	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先（南西角）から仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
70	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から仙台市宮城野区港三丁目1番先（南東角）まで
71	臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先（南西角）から仙台市宮城野区港三丁目4番先（南東角）まで
72	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から仙台市宮城野区港三丁目4番先（南東角）まで
73	港湾道路釜北線	仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
74	港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から石巻市塙見町4番4先まで

運転免許の条件変更申請書

様式第28号（第28条関係）

様式第30号及び様式第30号の2を次のように改める。

注記に記入している免許の条件は、免許証のとおり記入してください。

様式第30号(第33条の2関係)

運転歴証明書交付申請書

B-9-36

登録日	年	月	日
登録番号			
年 月 日	生年 月日	年 月 日	
姓 名 (氏)	性 別 (男) (女)	職 業 (自宅・勤務先・他)	
現 住 所			
住 所			
免 許 證 番 号			
免 許 證 取 得 年 月 日	年	月	日
免 許 種 別	大型	中型	普通
	普通	小型	原付
	大型	中型	普通
	普通	小型	原付
取 得 日	年	月	日
免 許 登 録 番 号			

[謹注]免許証又は運転歴証明書コピー

様式第30号の2(第33条の2関係)

運転歴証明書記載事項変更届

変更する用件 ○運転免許、 じ現フリガナ[氏] て運転免許氏 者[名]	氏名 [氏]	住所 [名]	年 月 日
提出する用件 ○運転免許、 じ現フリガナ[氏] て運転免許氏 者[名]	氏名 [氏]	住所 [名]	年 月 日
交付する用件 ○運転免許会 員登録会員登 録の交付、番号 とたよりの交付公 安委員会	年 月 日	年 月 日	年 月 日
交付する用件 ○運転免許会 員登録会員登 録の交付、番号 とたよりの交付公 安委員会	年 月 日	年 月 日	年 月 日
免 許 登 録 番 号			

下記の欄は、変更になった部分のみ記載してください。

新 姓 名 フリ ガナ [氏]	新 姓 名 [名]	統一 氏名 コード [名]
新 姓 名 [氏]	新 姓 名 [名]	新 姓 名 コード [名]
新 住 所 宮城県 仙台市 新 住 所 [名]		

注1 広告を変更する方は、住所票を提出してください。
 2 住所のみの変更の方は、住所票又はご本人の氏名と新住所が記載されている印鑑証、交付料金の額
 支拂、郵便局等の運送業者を提示してください。

様式第30号の2の次に次の2様式を加える。

様式第30号の3(第33条の2関係)

「運転経歴証明書再交付申請書」

宮崎県公安委員会 聲 (兼 旧監査課支所局)

B.9-A.1
(482.) B.9-3.6
(4827)

届出証明番号	年	月	年	月	日	登録番号	○	修正なし	
郵便年月日	年	月	日	登録番号	○	修正あり	1	[1→2], [2→3], [3→1]	
再交付 理由	1	2	3	4	5	9	内 容	2	[1→3], [2→1], [3→2]
交付 公安委員会	宮崎・1)	交付年月日	年	月	日			
申 請 日	年	月	日	電 話 番 号	自宅・勤務先・他				
記載事項変更の 有無	<input type="checkbox"/> 変更(訂正)なし			<input type="checkbox"/> 変更あり	変更(訂正) する項目	<input type="checkbox"/> 氏名			<input type="checkbox"/> 生年
フ リ ザ ナ	(氏)			(名)					

生年月日 昭和 大正 昭和 平成 年 月 日 性別 男 + 女
住 所
主 席

主 (國) 籍 中国(中華人民共和国)国籍の者又はその配偶者又は其の子の者。

フ リ ザ ナ 新 氏 名 新 住 所	(氏) (名)	受 取 印
---------------------------	------------	-------------

統一氏名コード =

様式第30号の4(第33条の2関係)

運転経歴証明書返納届

様式第31号中「第35条関係」を「第33条の3関係」に改める。
附 則
 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

住 所
氏 名

印

交付 公 安 委 員 会

公 安 委 員 会

ペーパー	盤	行	山	紙
-	ト	一回	7	
-	ト	一回	7	(落書き用箇所)

（落書き用箇所）	3
----------	---

○御墳縣公報印外斗成二三母銀四十七年（平成二十三年四月二十八日付）母	紙
ベーパー	盤
-	行
-	山
-	7
-	（落書き用箇所）

報 公 県 城 仙 田 金 曜 月 23 日 平成 24 年

第2342号

受 理 月 日	年	月	日	受 理 区 分	セ ン タ ー	・	警 察 署	取 扱 者 印
---------	---	---	---	---------	---------	---	-------	---------

返 納 す る 運 転 経 歴 証 明 書	免 許 年 月 日	支 付 年 月 日 ・ 照 会 番 号										号
		第 免 一 種 許	二・ 小・ 原	年	月	日	第 二 種 免 許	年	月	日	号	
												-

備考 1 免許種別欄は該当する免許の種別を、返納理由欄は該当する理由の番号をそれぞれ○で囲むこと。
 2 申請者は氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。